

奈良県感染症予防計画について

01. 計画の位置づけ

感染症法に基づき[法第10条第1項]、本県における感染症の予防の総合的な推進を図るため、国の基本指針[法第9条]に即して県の施策や方針等を定めた計画
※平成11年策定（期間の定め無し）、随時改定

02. 今回の改定ポイント

感染症法の改正(R4.12)に伴い**予防計画を改定**＜R6.4予定＞

- 今般の**新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ**、保健・医療提供体制に関する**記載事項を充実**するとともに、新たに**数値目標**を定める[法第10条第2項]
- **医療計画**(医療法第30条の4)、**新型インフルエンザ等対策行動計画**(新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条)との**整合性**を図る[法第10条第8項]

03. 主な改定内容

第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 地方衛生研究所（県保健研究センター）における**人員体制の整備**
- **試験検査機能の向上**（研修・訓練の実施、検査機器の整備等）
- 民間検査機関等との連携（協定締結等による検査体制の確保）

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- **協定締結**による医療提供体制の確保
 - 入院、外来診療体制
 - 自宅療養者等への医療提供体制
 - 後方支援体制（通常医療との両立）
 - 社会福祉施設への医療提供体制
 - 医療人材の応援体制
- **個人防護具等の備蓄・確保**
- **感染症対策連携協議会**等を通じた関係機関・団体との連携

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

- 移送に係る役割分担の整理、**民間事業者等を活用した体制整備**
- **協定締結**による地域の救急搬送体制を考慮した**消防機関との連携**

第8 宿泊施設の確保に関する事項

- **協定締結**等による宿泊施設の確保

第9 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

- 健康観察や生活支援等に係る**市町村との連携**、患者情報の共有
- 健康観察や生活支援等に係る**医療機関・関係団体への委託の検討**
- 宿泊施設の円滑な運営体制の構築
- 社会福祉施設等における**感染対策の助言体制**の確保

第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

- 感染症指定医療機関における**医療従事者等の研修・訓練**
- **IHEAT**要員による支援体制の確保

第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

- **保健所の人員体制・設備等の整備**（外部委託・ICT活用・受入体制構築等）
- 保健所業務に関する**市町村及び関係機関・団体との連携**